

お客様各位

平成 25 年 2 月
豊橋商工信用組合
理事長 兵藤俊朗

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

当組合は、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手としてお客さまの悩みを一緒に考え問題の解決に努めていくため、金融円滑化に関する基本方針に基づき、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

中小企業金融円滑化法が、平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えるにあたり、同法の期限到来後においても、当組合のお客さまへの対応方針が変わることはありません。

記

お客様からの新規融資や融資条件のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情をきめ細かく把握したうえで、真摯に対応します。

融資の条件変更等のお申込に際しては、他の金融機関や信用保証協会等とも十分に連携を図り、円滑な資金供給とお客さまの経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。

当組合の住宅資金をご利用いただいているお客さまが、勤務先や事業等のご事情による収入減等の理由からご返済にお困りの場合、融資条件の変更等のお申込、ご相談に応じます。

当組合は、一層のコンサルティング機能を発揮して、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう努めてまいります。

同法の期限到来後の取組については、引続き全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融円滑化に取り組んでまいります。

なお、お客さまの金融円滑化のご相談は、本部または各営業店窓口でお受けしております。

本部：専用電話 0 5 3 2 - 5 3 - 2 8 5 9 融資部（金融円滑化相談統括窓口）
受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、当組合の休業日を除く）